

【用語】年季―契約して定めた期間 作人―田畑を耕作する農民、作手 六ヶ敷―やっかないな問題、難題 加判―公文書に保証人が署名捺印すること 急度―必ず 埒明―物事が片付くこと、解決 違乱―不服をいう 平出村―利根郡白沢村 小作―田畑を他の百姓に預け耕作させること 反古―破棄する、無効とする

【解説】金銭貸借の際に田畑・屋敷等を担保に入れる行為は、江戸時代に入ると頻繁に行われた。このため幕府は、年貢の確保と本百姓経営を維持するため、寛永二十年（一六四三）に「田畑永代売買禁止令」、寛文十三年（一六七三）には「分地制限令」などを公布して取締りの強化をはかった。しかし、現実には質入れや譲渡を名目として土地売買が盛んに行われていた。田畑売買証文は、一般に「譲渡申畑之事」「田畑売渡証文之事」「質置畑手形之事」「相渡申畑之事」など様々な書き出し文言で始まるが、内容的にはあまり大きな違いはない。

この文書は、平出村の者が屋敷三畝一五歩を質入れし、一〇年季で金五兩二朱を借用した時の証文である。借用理由は明記されていないが、一般には「年貢に差し詰まり」「要用につき」「元手金入用につき」といった慣用句が記されて借金する場合が多い。差出は本人と証人（受人）が連署し、さらに名主が証印している。また質置手形のあとに小作証文が付されているが、これは質入主が質入れした屋敷をそのまま小作するというもので、とくに直小作じきこさくと称した。なお、名主は村内の土地の移動を把握するため、「田畑奥印帳」を作成するところもあった。